



第2次岡山市協働推進計画

2021年3月
岡山市

はじめに



岡山市では、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するため、「岡山市協働のまちづくり条例」に基づき、平成28年度から5年間を計画期間とする岡山市協働推進計画を策定し、具体的かつ計画的に様々な取組を進めてまいりました。

これまでの5年間における取組の実績を見ますと、行政や市民活動団体、企業、学校等をつなぐコーディネート機関であるESD・市民協働推進センターへの相談件数は年々増加しております。また、岡山市と市民活動団体が協働して行う岡山市市民協働推進モデル事業や優れた協働の取組を表彰する協働のまちづくり賞、地域の特色をいかして区民が企画・運営する区づくり推進事業等の実施など、協働の取組は着実に広がっております。

一方、少子高齢化が進み、人口減少局面を迎える中、市民のニーズや社会課題はますます複雑・多様化し、行政のみでは十分な対応が困難な課題が出てきております。そして昨年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な活動の萎縮など、地域社会にも大きな影響を及ぼしており、私たちを取り巻く状況は目まぐるしく変化しております。

こうした状況を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「第2次岡山市協働推進計画」を策定しました。前計画で取り組んだ実績を土台として、これまで以上に多様な主体による地域の社会課題解決に向けた取組を進めてまいります。

終わりに、第2次岡山市協働推進計画の策定にあたり、岡山市協働推進委員の皆様や市民協働フォーラムにご参加いただいた市民の皆様など、貴重なご意見・ご提案をいただいたすべての市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

岡山市長 大森 雅夫

目次

第1章 第2次岡山市協働推進計画の策定について	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
第2章 岡山市の現状について	2
1. 岡山市の現状	2
2. 近年の社会動向について	11
第3章 前計画の主な取組内容及び評価	13
1. 成果指標の達成度	14
2. これまでの主な取組	16
3. 岡山市協働推進委員会の中間評価	18
4. 市民協働フォーラムでの意見	19
第4章 第2次岡山市協働推進計画の方向性	21
1. 課題と踏まえるべき視点	21
2. 本計画の目的と基本方針、基本施策について	22
第5章 基本施策の展開	23
第6章 進行管理	30
参考資料	31

第1章 第2次岡山市協働推進計画の策定について

1. 策定の趣旨

私たちが暮らしているまちは、行政や町内会、NPO等の市民活動団体、企業、大学等（以下、「多様な主体」という。）が、それぞれの目的、役割をもって地域での課題解決に向けた活動を行い、だれもが暮らしやすいまちとなるよう取り組んでいます。

そうした中、個人の価値観が多様化し、社会状況は急速に変化するなど市民ニーズや地域課題は複雑化・多様化しています。また、岡山市では人口減少、少子高齢化が進んでおり、地域活動の新たな担い手不足や担い手の高齢化が問題となっています。

こうした様々な課題に対応するため、平成28年に岡山市協働のまちづくり条例に基づく「岡山市協働推進計画（平成28年度～令和2年度）」（以下、「前計画」という。）を策定し、多様な主体との協働した取組によって地域での社会課題解決に向けた取組を行ってきました。

令和2年度をもって前計画の期間が終了となりますが、協働の取組をこれまで以上に推進し、持続可能な活力ある岡山市を築いていくために、新たな協働推進計画を策定することとします。

2. 計画の位置付け

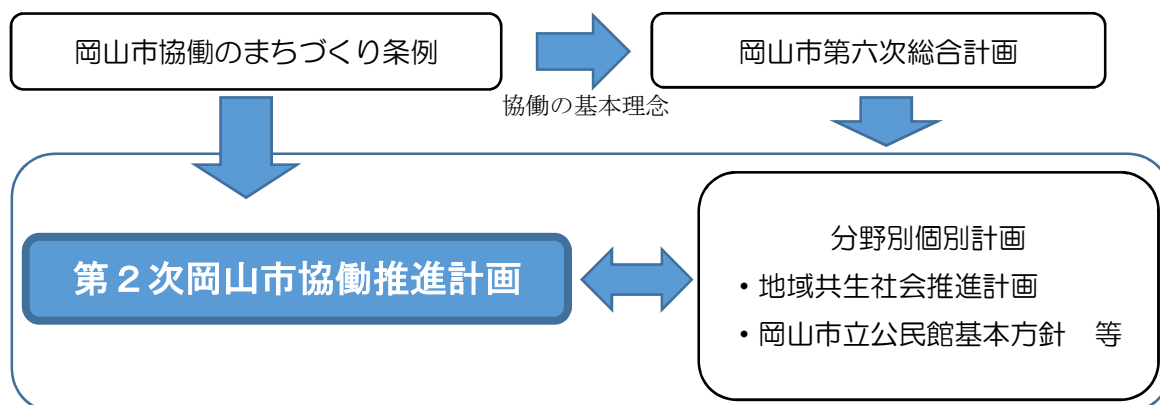
この計画は、岡山市協働のまちづくり条例第14条の規定に基づき策定するものであり、岡山市第六次総合計画を上位計画とし、その他の個別計画とも整合性を図ることとします。

【岡山市協働のまちづくり条例】

（推進計画）

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

第2次岡山市協働推進計画と岡山市協働のまちづくり条例、岡山市第六次総合計画等との関係



3. 計画期間

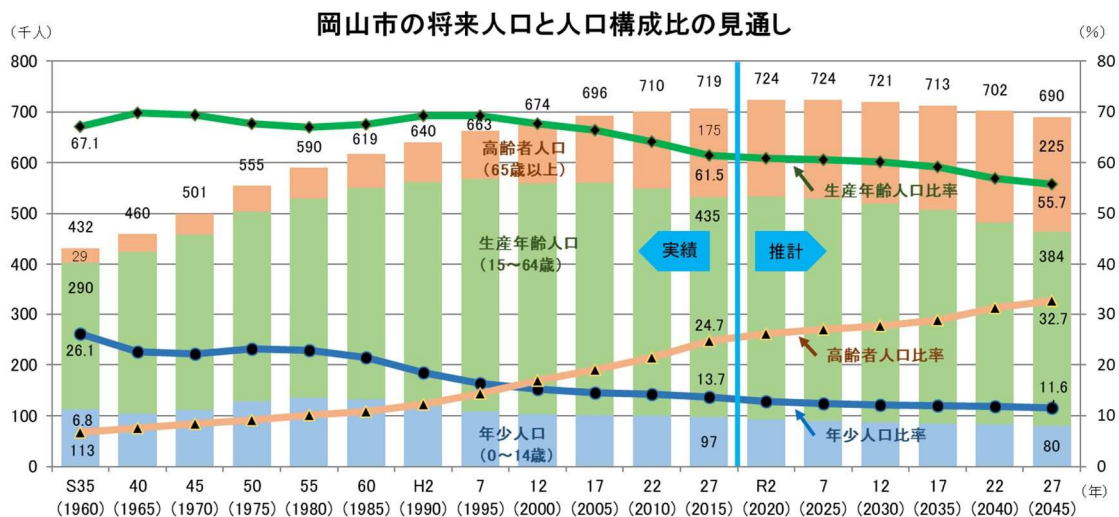
第2次岡山市協働推進計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

第2章 岡山市の現状について

1. 岡山市の現状

(1) 人口

岡山市の人口構成は、少子高齢化が進んでおり、自然減が社会増を上回り、人口減少局面を迎えています。

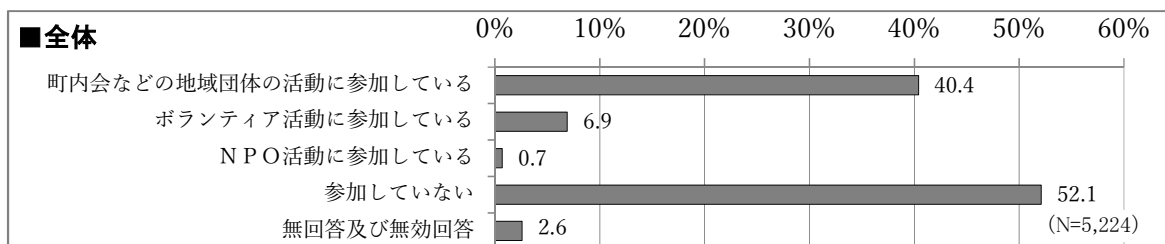


総務省「国勢調査」(実績値)、岡山市推計結果(推計値)

(2) 岡山市市民意識調査

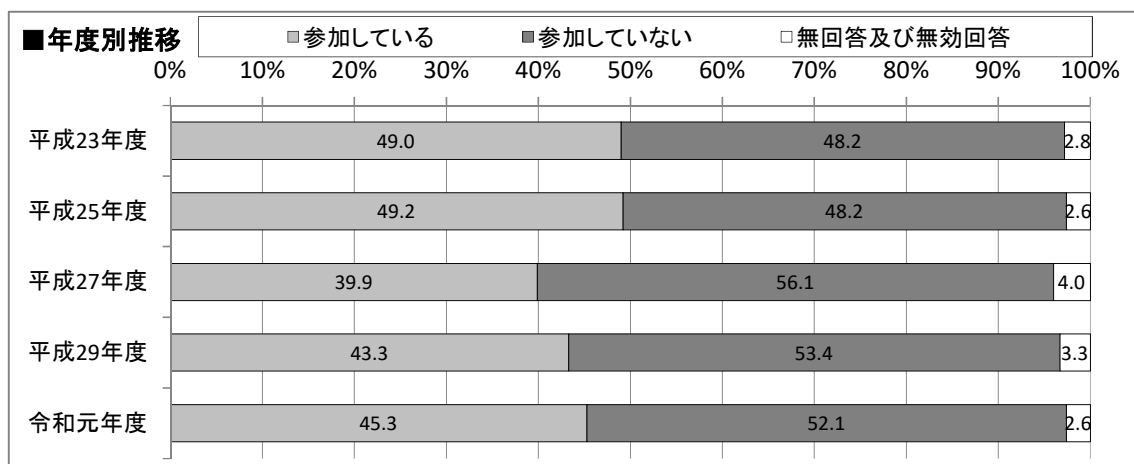
令和元年度に実施した岡山市市民意識調査によると、地域活動に参加しているかどうかの問いに対して、「町内会などの地域団体の活動に参加している」が40.4%と4割を超え、「ボランティア活動に参加している」が6.9%、「NPO活動に参加している」が0.7%となっています。一方、地域活動に「参加していない」と回答している人が、全体の半数以上の52.1%となっています。

[問 地域活動に参加していますか]



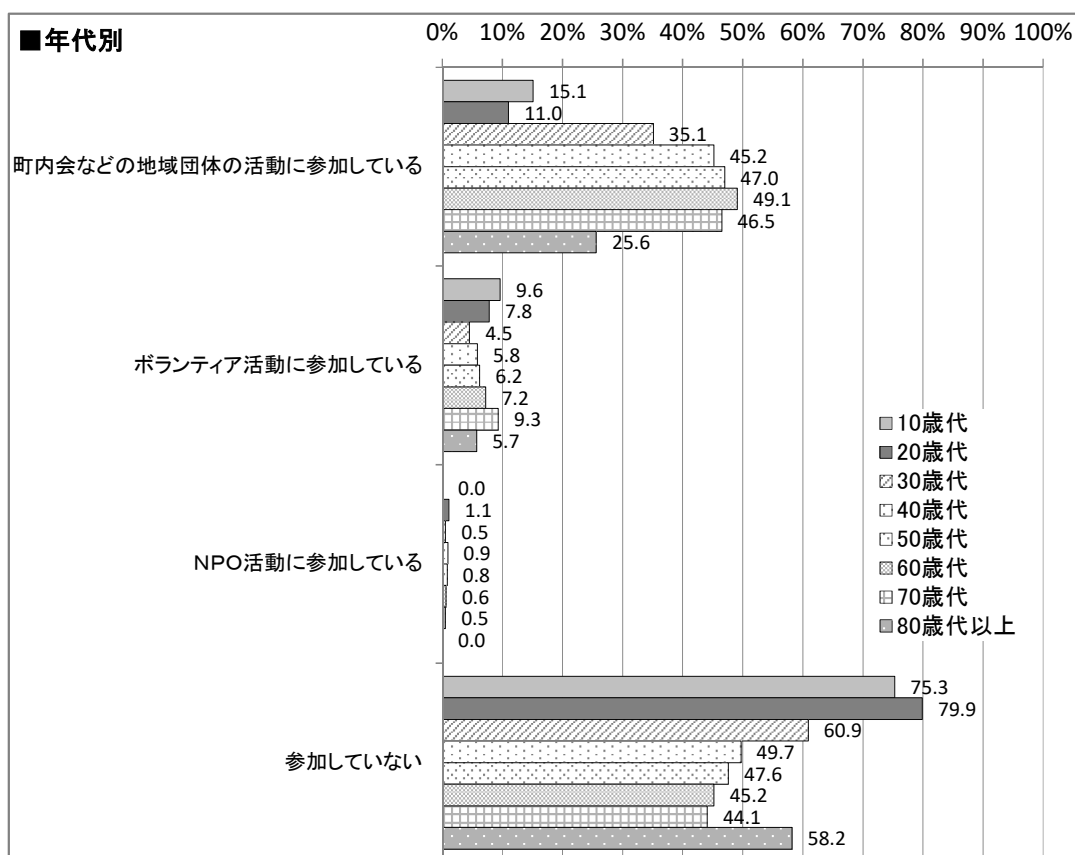
出典：第18回 岡山市市民意識調査（令和元年度）

年度別推移で見ると、「参加している」と回答した人の割合は、平成27年度で一度落ち込みが見られましたが、近年は再び増加傾向となっています。



出典：第18回 岡山市市民意識調査（令和元年度）

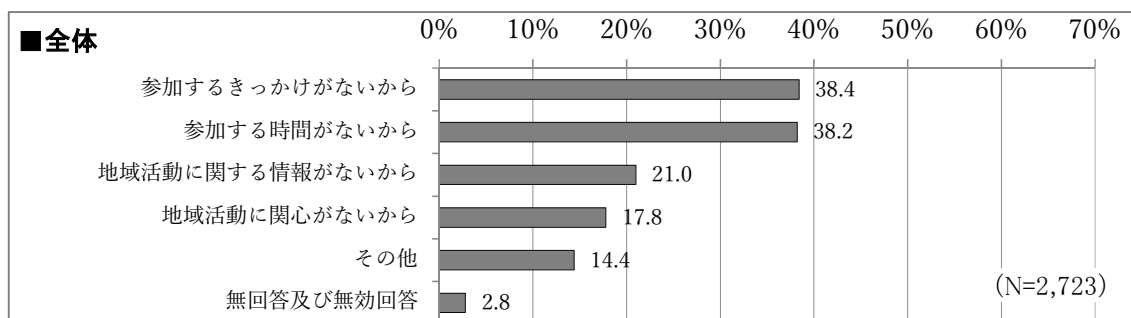
年代別に見てみると、「参加していない」と回答した人の割合は10歳代、20歳代が8割近くを占めています。



出典：第18回 岡山市市民意識調査（令和元年度）

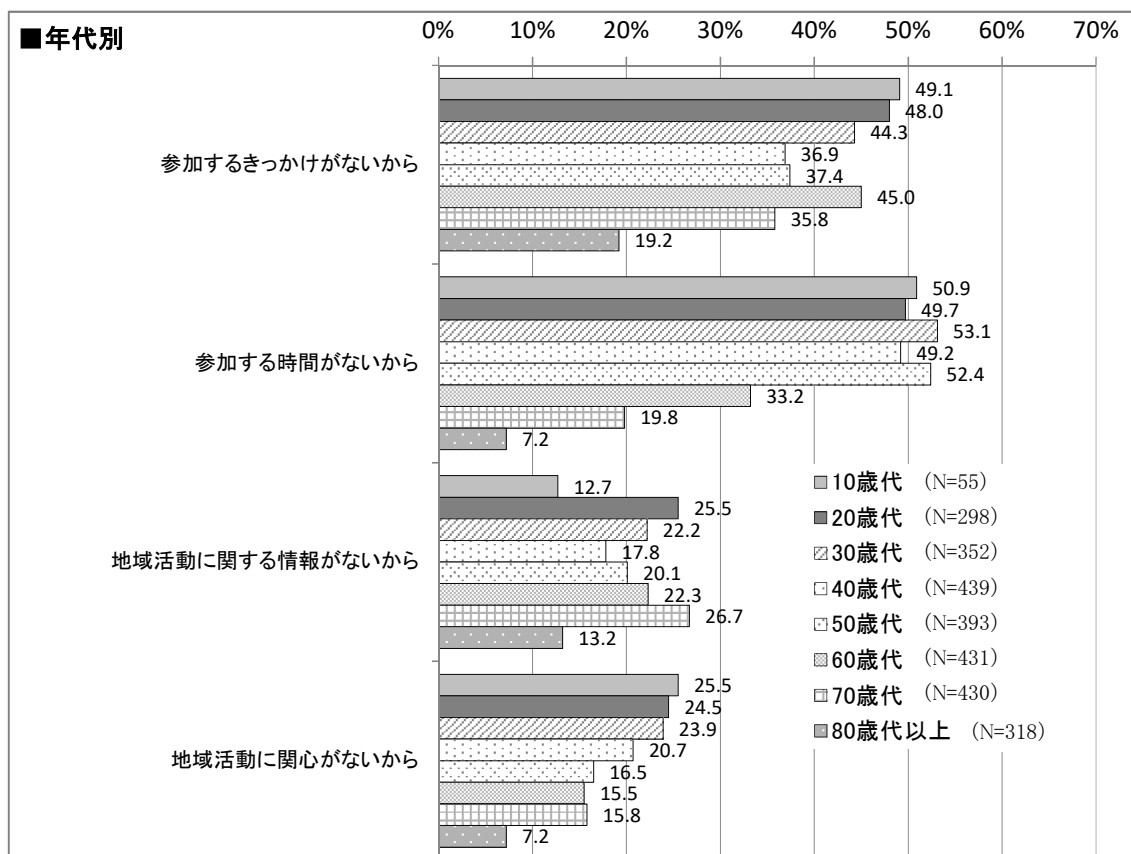
地域活動に「参加していない」と回答した人のうち、その理由を尋ねると、「参加するきっかけがないから」と回答した人の割合が38.4%、「参加する時間がないから」と回答した人の割合が38.2%で4割近くを占めており、「地域活動に関する情報がないから」が21.0%となっています。

[問 参加していない理由は何ですか（複数回答可）]



出典：第18回 岡山市市民意識調査（令和元年度）

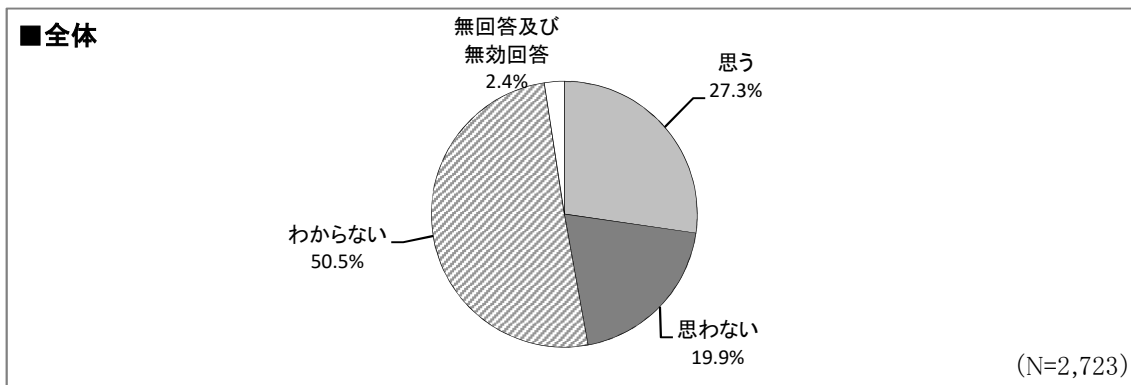
参加していない理由を年代別にみると、「参加するきっかけがないから」は30歳代以下及び60歳代で4割以上となっており、「参加する時間がないから」は50歳代以下で5割前後となっています。「地域活動に関心がないから」と回答した人の割合は若い年代が一番高く、年齢が上がるにつれてその割合が減少しています。



出典：第18回 岡山市市民意識調査（令和元年度）

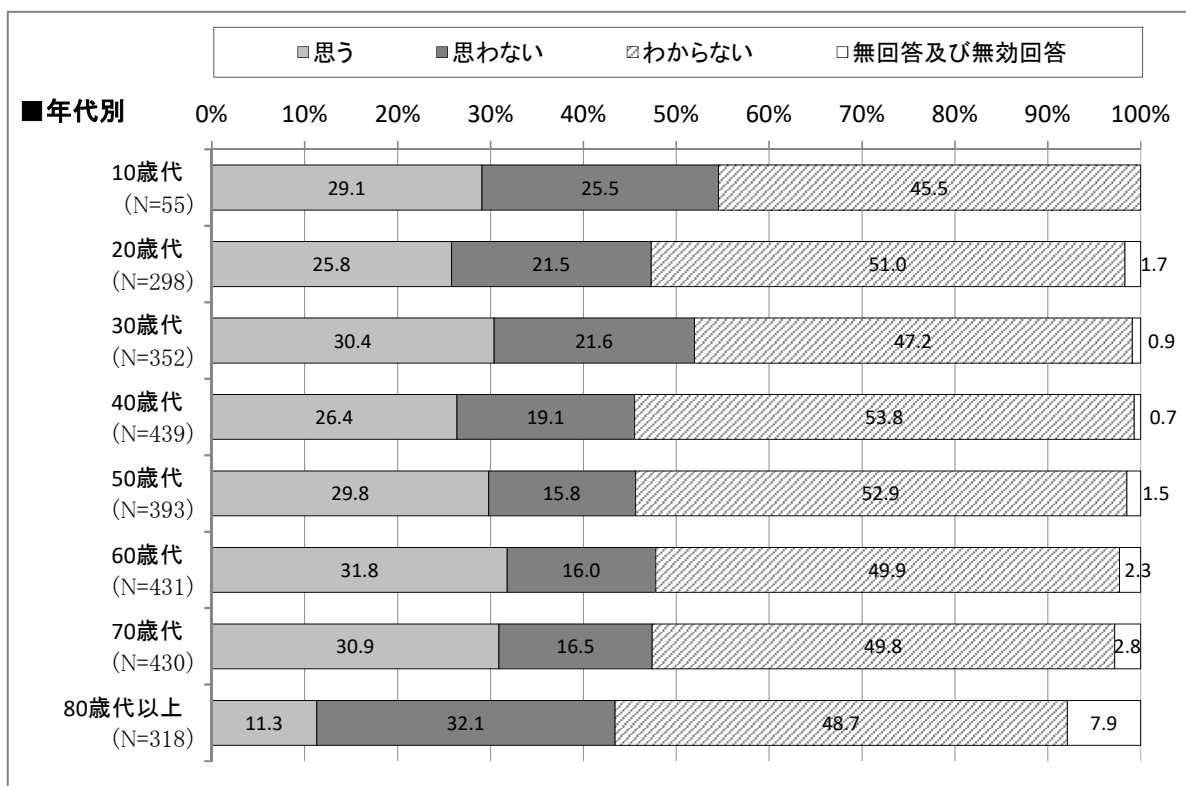
今後、条件が整えば地域活動に参加するかどうかの問いに対して、「思う」と回答した人が27.3%であり、「思わない」と回答した人の割合より7.4ポイント高くなっています。

[問 （参加していない人に対して、）今後条件が整えば地域活動に参加してみようと思いますか]



出典：第18回 岡山市市民意識調査（令和元年度）

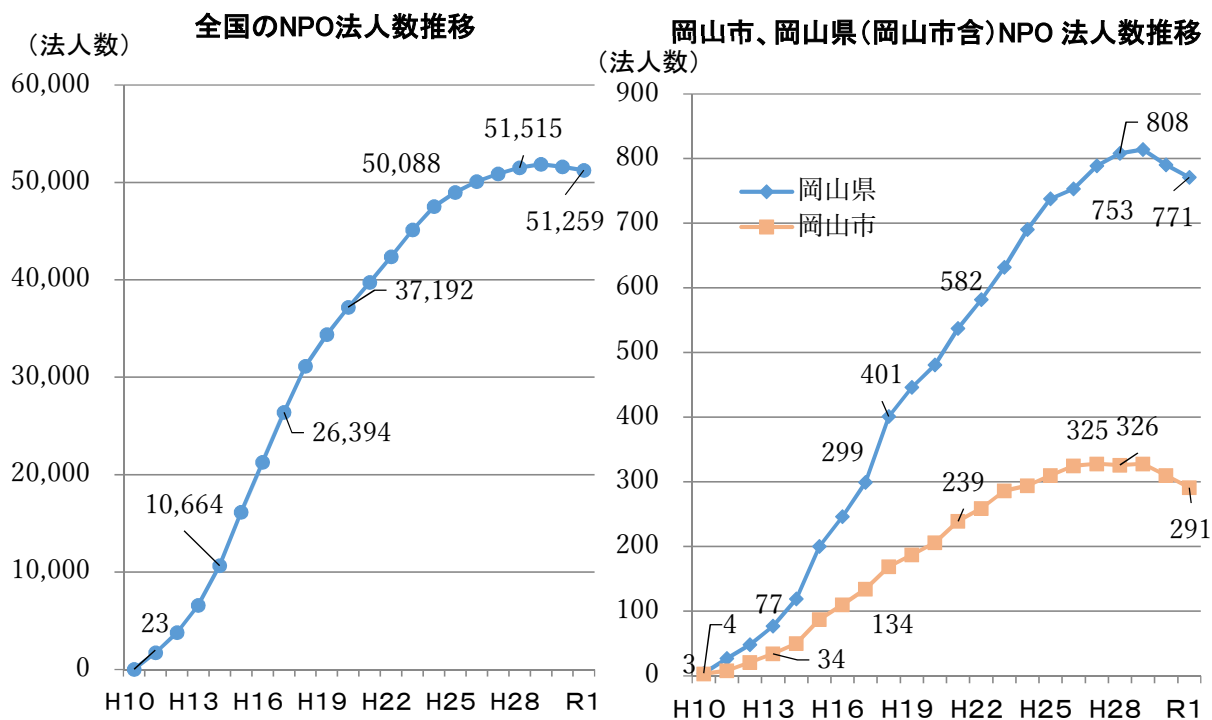
年代別にみると、70歳代以下の年代で「思う」と回答した人の割合が3割前後となり、「思わない」と回答した人の割合より高くなっています。



出典：第18回 岡山市市民意識調査（令和元年度）

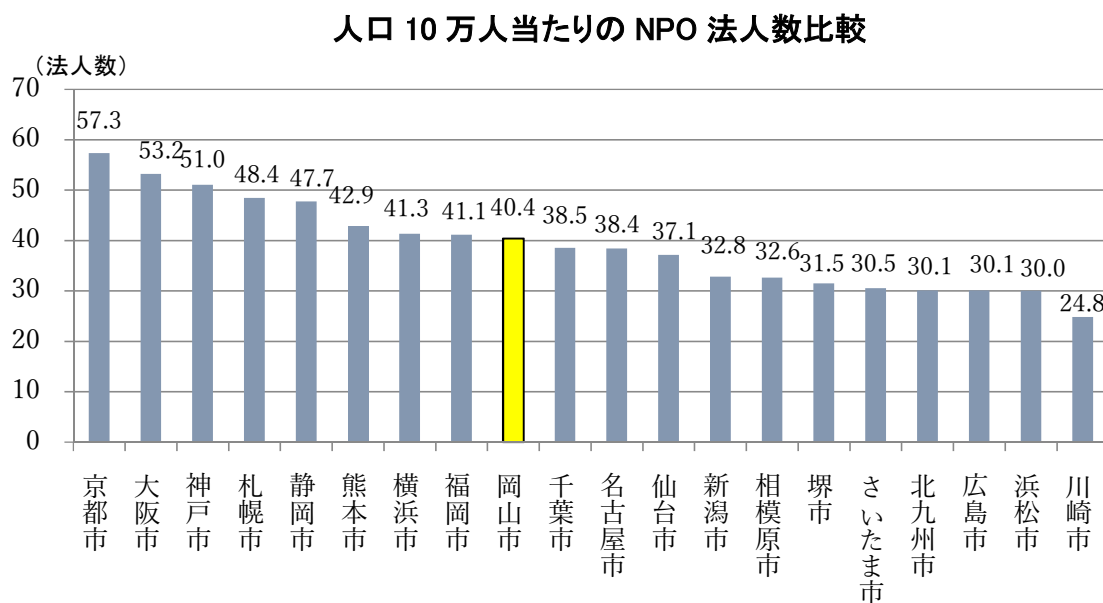
(3) NPO法人

全国や岡山県内、市内のNPO法人数は着実に増加してきましたが、近年は減少傾向になっています。



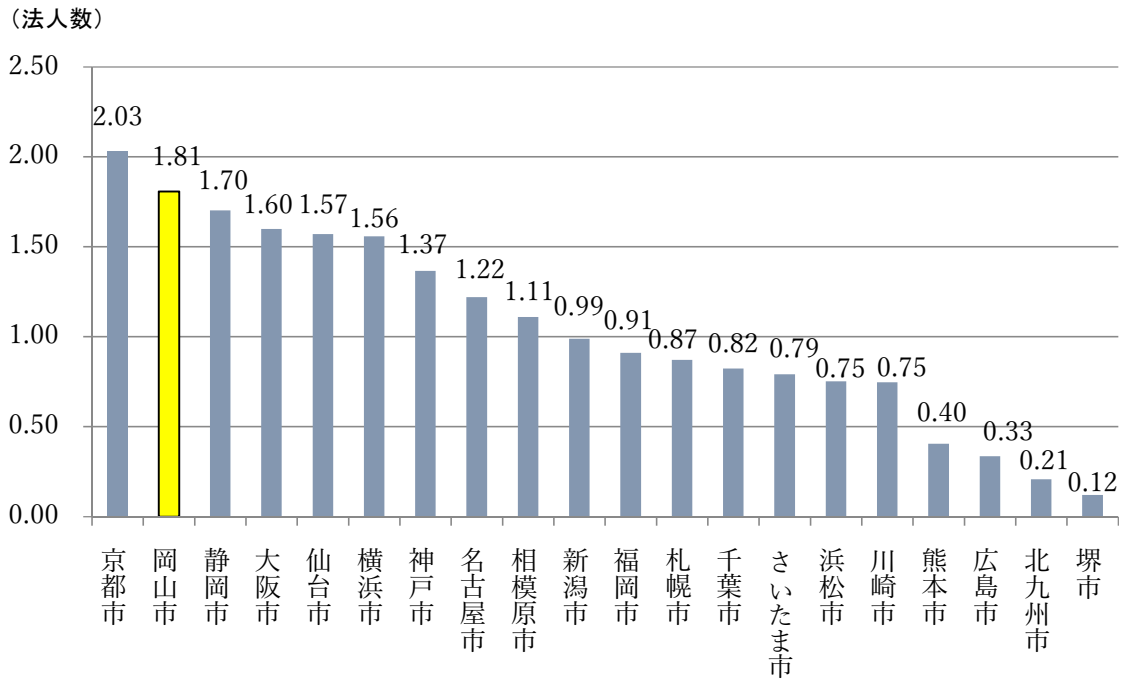
内閣府提供の法人数より岡山市において作成 (令和2年3月末時点)

また、人口10万人当たりの指定都市比較で、NPO法人数は中位に位置しており、認定NPO法人数は上位に位置しています。



内閣府提供の法人数より岡山市において作成 (令和2年3月末時点)

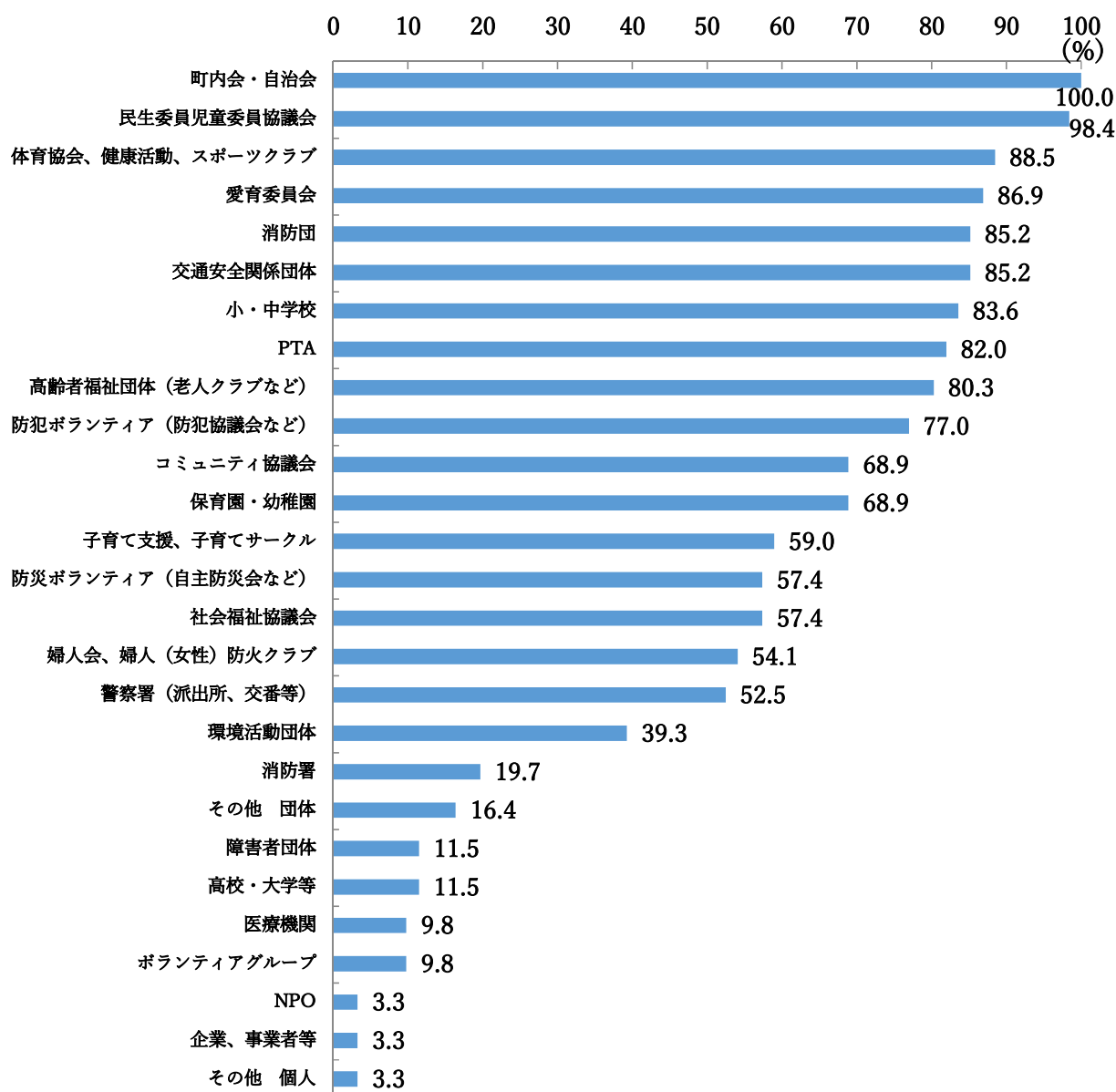
人口 10 万人当たりの認定・特例認定法人数比較



内閣府提供の法人数より岡山市において作成 (令和 2 年 3 月末時点)

(4) 安全・安心ネットワーク

安全・安心ネットワークの構成団体は、地域に活動拠点を置いている町内会や民生委員児童委員協議会、体育協会等の団体が多くなっている一方、NPOやボランティアグループといった市民活動団体や企業、事業者等については、構成団体になっているところは少ない状況です。

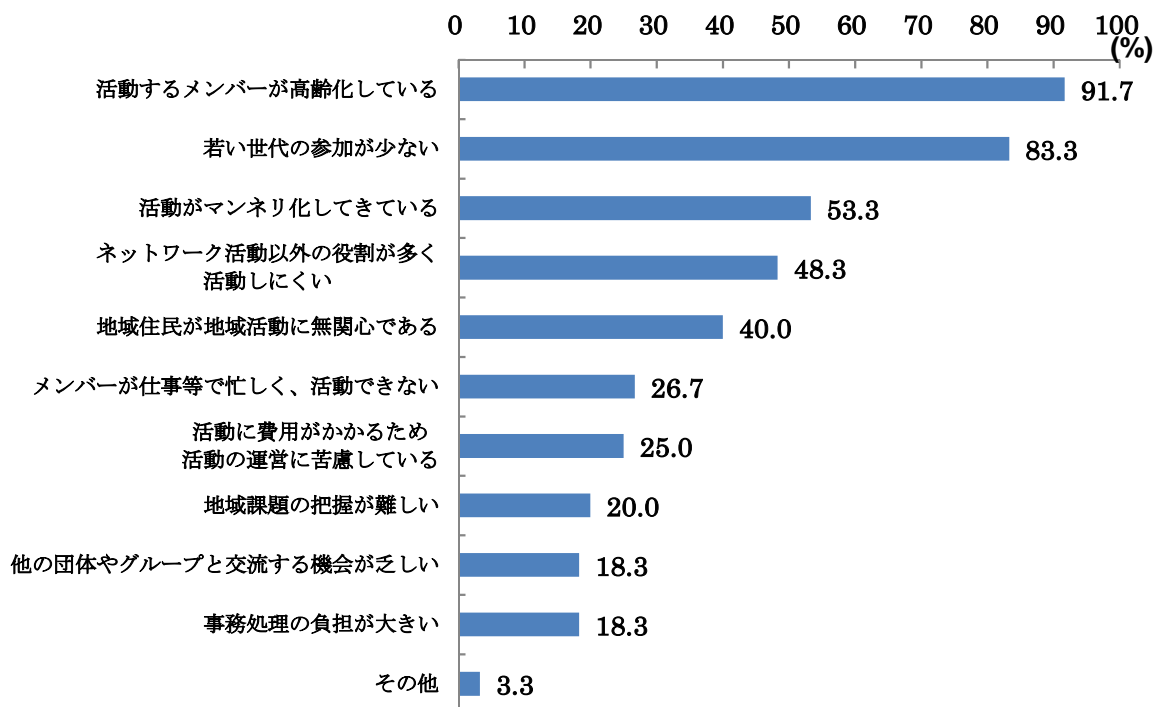


出典：安全・安心ネットワーク活動状況調査（平成30年実施）

※安全・安心ネットワークとは、小学校区・地区単位で様々な地域団体やグループが幅広く連携し、防犯や防災、環境美化、地域福祉、健康づくりなどの地域活動に取り組んでいる組織です。

安全・安心ネットワークが活動する上での課題としては、「活動するメンバーが高齢化している」の91.7%、「若い世代の参加が少ない」の83.3%が突出して高くなっています。

[問 地域で活動する上で課題は何ですか (複数回答可)]



出典：安全・安心ネットワーク活動状況調査 (平成30年実施)

(5) 地域担当職員の配置

各小学校区・地区の安全・安心ネットワークが取り組む活動を基本とした地域活動を支援するため、平成23年度から順次、公民館に地域担当職員を配置し、平成26年度には全37公民館すべてに配置しました。特に、専門的な知識が必要とされる地域防災活動を効果的に行うために、防災士資格取得を促進しています。

【主な活動】

- ① 地域の行事や会議への参加等による地域課題やニーズの把握
- ② 地域応援人づくり講座の実施等事業の実施による担い手育成
- ③ 地域活動のコーディネート
 - ・市担当課等とのコーディネート
 - ・地域団体への情報提供
 - ・地域団体間の連携強化

2. 近年の社会動向について

(1) SDG s

SDG sとは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された2030年までの持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、17のゴール・169のターゲットから構成された国際的な目標です。

岡山市においては、庁内における推進体制として「岡山市SDG s推進本部」を設置するとともに、2018年には、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として「SDG s未来都市」に選定されました。また、持続可能な社会づくりに向けた目標の共有と活動団体間の交流を目的としてフォーラムを開催するなど、SDG sの達成に向けた取組を推進してまいりました。



出典：国際連合広報センターホームページ

(2) 国の動き

平成29年4月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が施行され、民間の団体が行う公益活動に対して休眠預金を活用して支援することになりました。

また、内閣総理大臣から諮問を受けた地方制度調査会が、令和2年6月26日に「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」をとりまとめました。その中には、「地域社会においては、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、多様な主体によって住民が快適で安心な暮らしを営んでいく

ために、必要なサービス提供や課題解決がなされているが、今後は、これまで、主として家庭や市場、行政が担ってきた様々な機能について、これらの主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要」とされているなど、社会課題の解決に向けた取組の重要性が改めて認識されています。

(3) 平成30年7月豪雨による災害

平成30年7月5日から3日間にわたって降り続いた平成30年7月豪雨では、岡山市を流れる一級河川・旭川水系砂川の決壊や市内各地で内水氾濫等が発生し、住宅の浸水被害は7,000棟を超えるなど、甚大な被害を受けました。

その復旧作業に対応するため、同月11日には災害ボランティアセンターを開設し、9月22日までの開設期間中、延べ8,289名がボランティアとして被災地域での活動を行いました。災害復旧に向けてボランティアの存在は欠かせないものであり、その重要性が改めて認識されました。

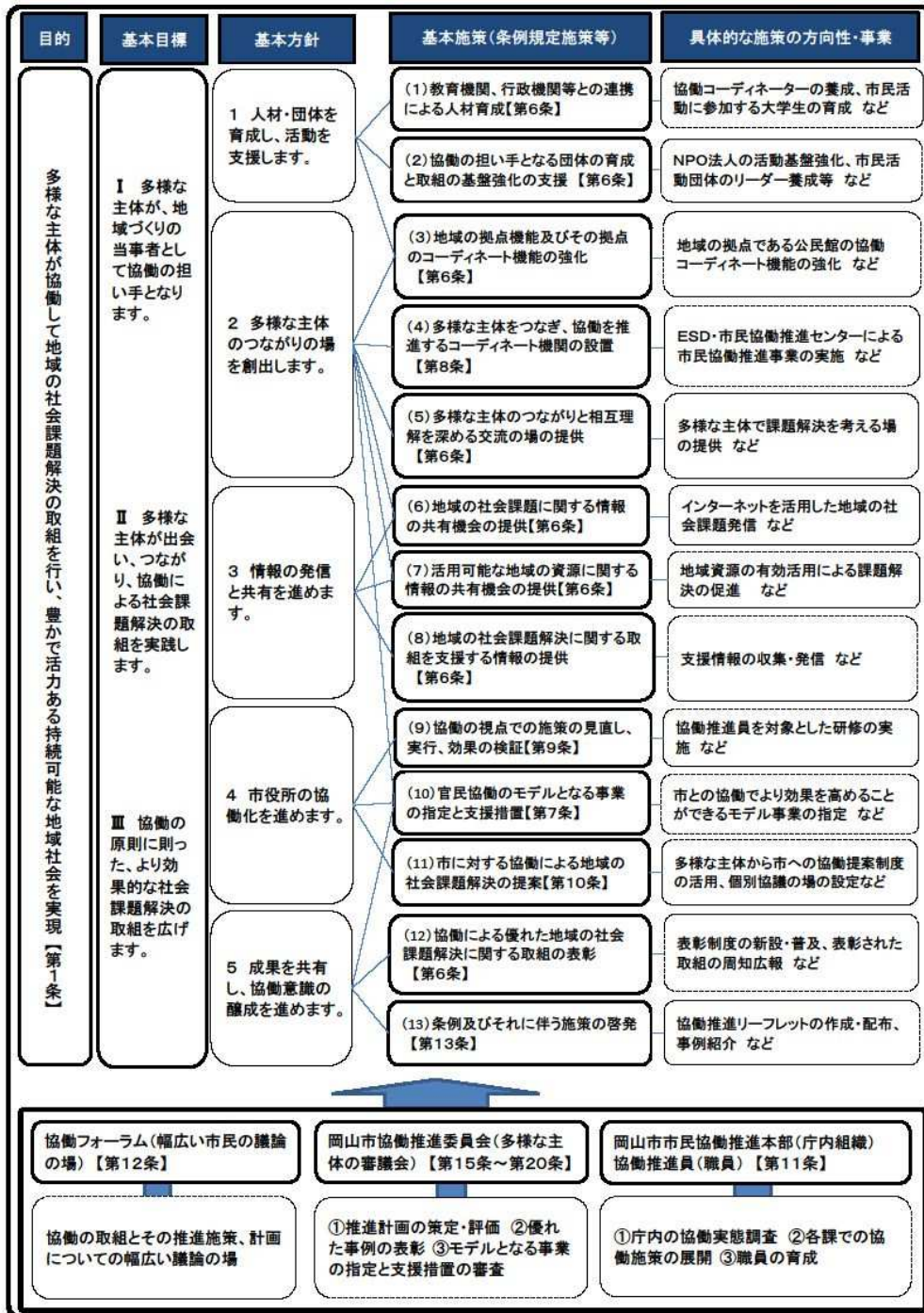
(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密（密閉、密集、密接）の回避、人との距離の確保などの「新しい生活様式」の実践が求められています。その新型コロナウイルス感染症による影響はNPO法人等の市民活動団体にもおよび、団体によっては事業の中止・延期を余儀なくされました。こうした状況の中にあっても、ICTを活用した女性の再就職支援相談やフードバンクの実施、高校生の居場所づくり、学生への弁当配布等の新たな支援活動が行われるなど、工夫を凝らした支援を通じた人と人とのつながりが見られ、「困難を抱える人を助けたい」という市民の強い思いが感じられました。

第3章 前計画の主な取組内容及び評価

前計画では「多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行い、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現すること」という目的のもと、その実現に向けて様々な具体的な取組を行ってまいりました。

前計画の体系図



1. 成果指標の達成度

前計画では、5つの基本方針に対して成果指標を設定し、目的の到達度を図ることとしていました。成果指標は、全9指標あり、そのうち4指標が目標を達成、3指標が当初値から上昇、1指標が当初値から減少という結果となり、全体として前計画による取組は順調であったと言えます。その内容の詳細は次のとおりです。

(1) 人材・団体を育成し、活動を支援します。

【5年後の姿】より多くの市民が自主的な地域活動に参加している状況

【成果指標】

指標	当初値 (H27)	現状値 (R1)	目標値 (R2)	状況
地域活動への市民の参加割合	39.9%	45.3%	55%	上昇
「ボランティア・NPO・市民活動の支援」の満足度	13.7%	24.3%	20%	達成

指標の数値は隔年で実施される市民意識調査を用いており、令和2年度は調査を実施しないことから、「地域活動への市民の参加割合」については目標が未達成となりましたが、指標の数値は年々上昇しており、一定程度の成果はあったものと言えます。また、「ボランティア・NPO・市民活動の支援」の満足度については目標値を達成することができました。

(2) 多様な主体のつながりの場を創出します。

【5年後の姿】より多くの主体が協働し社会課題解決に取り組んでいる状況

【成果指標】

指標	当初値 (H27)	現状値 (R1)		目標値 (R2)	状況
協働による取組に向けたマッチングの結果、実際 の取組につながった件数	9件	単年度 9件	累計 26件	20件	達成
企業、NPO法人等が参加した安全・ 安心ネットワーク数	23件	40件		50件	上昇

2つの指標とも数値が上昇しており、「企業、NPO法人等が参加した安全・安心ネットワーク数」については、目標を達成することはできませんでしたが、指標の数値は年々上昇しており、一定程度の成果はあったものと言えます。

(3) 情報の発信と共有を進めます。

【5年後の姿】より多くの市民が協働に関する情報を得て、活用している状況

【成果指標】

指標	当初値 (H27)	現状値 (R1)		目標値 (R2)	状況
		単年度	累計		
協働による取組に向けたマッチング件数	26件	単年度 19件	累計 92件	40件	達成
市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」への岡山市の課題に関連する情報の掲載件数	0件	単年度 6件	累計 19件	20件	上昇

協働による取組に向けたマッチング件数は、NPO法人、企業、学校等の様々な主体から相談があり、目標達成することができました。

(4) 市役所の協働化を進めます。

【5年度の姿】官民協働による社会課題の解決に、より効果的に取り組んでいる状況

【成果指標】

指標	当初値 (H27)	現状値 (R1)	目標値 (R2)	状況
市民協働推進モデル事業の評価 (100点満点中80点以上の割合)	42%	16%	100%	下降
各課の協働事業の自己評価 (100点満点中80点以上の割合)	—	88.9%	100%	—

「市民協働推進モデル事業の評価」については、当初値より数値が下がる結果となっています。これは、毎年、取組内容や協働担当課、市民活動団体等が異なり評価にばらつきが生じるためと考えられますが、平成28年度～令和元年度の平均点は、75.4点であり、また多くの事業は岡山市の一般施策化に繋がりました。

(5) 成果を共有し、協働意識の醸成を進めます。

【5年後の姿】より多くの市民が協働による取組の必要性和重要性を認識している状況

【成果指標】

指標	当初値 (H27)	現状値 (R1)		目標値 (R2)	状況
		単年度	累計		
優れた取組の表彰の場(市民協働フォーラム)の参加者数	—	単年度 288件	累計 980件	150件	達成

市民協働フォーラムをSDGsフォーラムと兼ねることで、参加者数を増やすことができ、目標値を大きく上回ることができました。

2. これまでの主な取組

(1) ESD・市民協働推進センター

「岡山市協働のまちづくり条例」第8条に規定する「多様な主体をつなぎ、協働を推進する」ためのコーディネート機関としてESD・市民協働推進センターを設置しており、新たな協働の担い手の発掘や伴走支援等の実施、市民の自由な発想を実現するために多様な主体による課題解決や事業構築を行っています。また、岡山ESD・SDGs普及啓発事業を支援し、市民活動へのESD・SDGsの浸透を図っています。

【事業の特徴】

- ・市民から寄せられる地域での社会課題や協働事業の提案に関する相談窓口
- ・協働に関する講座やワークショップの開催
- ・市民協働推進モデル事業や区づくり推進事業等の支援 など

【相談件数・人数の推移】

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019
相談件数（件）	107	243	298	242	208	302
相談人数（人）	243	446	566	586	526	778

(2) 市民協働推進モデル事業（令和3年度から市民協働推進事業へと改称）

岡山市の地域での社会課題の解決を岡山市と市民活動団体等との協働によって進める制度であり、より効果的に課題解決が進む事業を公募し、実施するものです。事業終了後、岡山市の一般施策または市民活動団体等の自主事業として継続することを目指しています。

【事業の特徴】

- ・年間上限200万円、最長2年間（最大400万円）で事業を計画
- ・ESD・市民協働推進センターが事業計画から実行まで支援

【事業数の推移】

年度	2016	2017	2018	2019	2020
実施事業	7	8	6	6	5
新規事業	6	5	4	4	2
一般施策化	5	3	3	—	—
自主事業	1	0	1	1	—
その他	0	2	0	0	—

(3) おかやま協働のまちづくり賞

多様な主体の協働による地域の社会課題解決に向けた取組のうち、優れた取組を表彰・支援する制度であり、こうした表彰を通じて市民活動団体等の意欲の向上を図り、活動のさらなる拡がりへとつなげることを目指しています。

【事業の特徴】

- ・ 毎年募集テーマを変えており、第3回からSDGsの視点を導入
- ・ 市民協働フォーラムで表彰し、取組事例を団体から発表
- ・ 市役所や岡山駅南地下広場で取組を紹介するパネルを展示

【募集テーマと応募件数の推移】

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催年度	2016	2017	2018	2019	2020
募集テーマ	笑顔と場づくり	楽しんで年を重ねられる社会のために	やりがいと豊かな暮らし	すべての人に健康と優しさを	地域と食と未来
応募取組	20取組	13取組	9取組	9取組	14取組
インターネット投票	688人投票 (1376票)	375人投票 (750票)	254人投票 (508票)	210人投票 (420票)	238人投票 (476票)
審査結果	大賞1 入賞4	大賞1 入賞4 奨励賞8	大賞1 入賞4 奨励賞4	大賞1 入賞4 奨励賞5	大賞1 入賞4 奨励賞9

(4) 区づくり推進事業

地域でのまちづくりを進めていくため、地域の特色をいかし、区民が主体となって企画・運営する事業を支援する制度です。地域交流を促進する交流イベント等を対象とする「身近な交流部門」「広域交流部門」と、課題解決を行うための地域活動や組織づくり等を対象とする「地域活動部門」があります。

【事業の特徴】

- ・ 身近な交流部門（小学校区内）は最大40万円（補助率1/2）
広域交流部門（2以上の小学校区）は最大200万円（補助率1/2）
地域活動部門（概ね小・中学校区の単位）は最大200万円（補助率1/2※）
※新規事業立ち上げ年度に限り補助率4/5
- ・ ESD・市民協働推進センターが地域活動部門の事業化に向けて相談・事業実施支援

【実施件数の推移】（上段：件数、下段：件数のうち新規の件数）

年度	2016	2017	2018	2019	2020
身近な交流部門	44 (1)	45 (3)	50 (4)	51 (1)	50 (1)
広域交流部門	18 (0)	19 (1)	20 (0)	20 (0)	19 (0)
地域活動部門	21 (13)	23 (6)	21 (3)	17 (2)	12 (0)
合計事業数	83 (14)	87 (10)	91 (7)	88 (3)	81 (1)

3. 岡山市協働推進委員会の中間評価

岡山市では、「岡山市協働のまちづくり条例」第15条に基づき、協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進を調査・審議する「岡山市協働推進委員会」を設置しています。その委員会が、前計画の中間年にあたる令和元年10月1日に中間評価を取りまとめました。その内容は、「社会課題解決を目指す岡山市の取組は着実に広がってきました。今後は、取り組むべき重点項目を定め、より効率的な協働を推進していくことが必要」であるとし、以下4点の推進について、岡山市へ意見提出されました。

- ① 柔軟なプランの構築
 - ・社会情勢や市の施策の方向性の変化に対応できるよう、計画に柔軟性を持たせる
- ② 新しい担い手の発掘・育成
 - ・岡山市の協働はNPO法人をはじめとする市民団体が中心であり、新たな担い手や担い手同士の協働が必要
 - ・持続可能な岡山のまちづくりを目指すには、若者が地域づくりの当事者として活動することの意義を実感できる取組が求められる
 - ・担い手同士の協働を促すためには、地域組織の担い手に働きかけなければならない
- ③ コーディネート能力の向上
 - ・課題解決能力を高めるために、異なる分野で活動する主体を繋げるコーディネート力の向上が必要
- ④ 協働の基本原則に基づいた責任ある協働
 - ・岡山市協働のまちづくり条例第4条に基づく持続可能なまちづくりに向けた取組

4. 市民協働フォーラムでの意見

令和2年8月31日に市民協働フォーラムを開催し、市民活動団体や町内会、企業等様々な立場の市民と、前計画の総括と新たな協働推進計画の策定に向けた意見交換を行いました。

ワークショップでは、参加者を5グループに分け、前計画の5つの基本方針ごとに評価（生活の変化やエピソードなど定性的な評価）を行い、基本方針（1）～（4）については「5年間でよくなった」という評価が一番多く、（5）については「5年間でかわらない」が一番多いという結果となりました。

基本方針		5年間でよくなった	5年間でかわらない	5年間でわるくなった
(1)	人材、団体を育成し、活動を支援します。	15	11	8
(2)	多様な主体のつながりの場を創出します。	13	2	4
(3)	情報の発信と共有を進めます。	6	5	2
(4)	市役所の協働化を進めます。	10	8	6
(5)	成果を共有し、協働意識の醸成を進めます。	4	5	3
その他		0	1	5
合計		48	32	28
割合		44%	30%	26%

次に、基本方針の重要度、満足度に関する順位付けをグループごとに行ってもらい、優先順位（重要度が高く、満足度が低い）を確認し、基本方針（1）が最も優先順位が高く、基本方針（5）が最も優先順位が低いという結果となりました。

基本方針		重要度		満足度	
		高い	低い	高い	低い
(1)	人材、団体を育成し、活動を支援します。	5	0	1	4
(2)	多様な主体のつながりの場を創出します。	4	1	1	4
(3)	情報の発信と共有を進めます。	3	2	1	4
(4)	市役所の協働化を進めます。	3	2	0	5
(5)	成果を共有し、協働意識の醸成を進めます。	2	3	1	4

また、参加者から、5つの基本方針ごとに施策案・改善案について意見をいただきました。その主な内容は以下のとおりでした。

基本方針		施策案または改善案
(1)	人材、団体を育成し、活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が協働に参加する上でインセンティブ（動機付け）が必要 ・ 親子で参加できる研修（多世代を対象とした研修）を増やす ・ 同じような研修を企画・実施している主体との協働を進める ・ 出前式講座の実施 ・ 若い人向けかつ短時間の研修 ・ 小さいころから地域と関わるきっかけをつくる
(2)	多様な主体のつながりの場を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働推進ニーズ調査の結果をより多くの主体と共有する
(3)	情報の発信と共有を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働に有益な情報が得られるだけでなく、協働の実践者が知見をフィードバックできるシステムをつくる
(4)	市役所の協働化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部署からの提案または協働の取組を促すため、数値目標をつくる ・ 地域活動を伴走支援する
(5)	成果を共有し、協働意識の醸成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働に関する行事の参加者が口コミを投稿できる（情報が蓄積され、誰でも閲覧できる）媒体をつくる

今回のフォーラムでの意見をとりまとめると、5つの基本方針のうち、(1)～(4)について「5年間でよくなった」との意見が多く、(5)について「5年間でかわらない」との意見となりました。こうした多くの「よくなった」という意見は、前計画の成果指標の数値の傾向とも一致しており、実生活上も地域での社会課題に向けた取組が実感されているものと考えられます。

また、取り組む優先事項として、基本方針(1)「人材、団体を育成し、活動を支援します」と、基本方針(2)「多様な主体のつながりの場を創出します」は優先順位が高く、基本方針(5)「成果を共有し、協働意識を醸成します」は優先順位が低いという結論となりました。全体として満足度は低いものの、その理由を伺うと、施策への不満というよりは改善すべき点があるとの意見であり、取組内容の改善、見直しを図り、さらなる協働の推進に取り組んでいく必要があります。

第4章 第2次岡山市協働推進計画の方向性

1. 課題と踏まえるべき視点

(1) 課題

第2章、第3章において岡山市の現状や、前計画の評価やその取組内容の確認を行いました。これらを踏まえ、課題は以下の3点にまとめることができます。

①地域活動の担い手の育成と活動への支援

岡山市では、地域活動に参加していない人の割合が半数を超えています。特に10代、20代の参加しない人の割合が極端に高くなっており、持続可能なまちづくりの実現のためにも、地域活動に参加する機会を増やすなど、地域活動を行う人の裾野を広げていき、その中から新たな担い手となる人材を発掘・育成していく必要があります。

②市民活動・地域活動のさらなる推進と協働する場の創出

市民活動団体等の育成とともに、その活動がさらに充実・発展していくためには、行政をはじめとした多様な主体との協働が必要不可欠です。そうしたつながりの場を提供していくとともに、協働するためのコーディネート機能の向上を図っていく必要があります。

③協働の取組の情報発信による理解促進と活動への参加促進

市民活動や地域活動に参加していない人たちの中には、参加するきっかけがなく、活動に関する情報を知らない人が一定程度います。また、市民活動団体等の活動意欲の向上や活動のさらなる拡がりにつなげるために、市民活動団体等の情報発信や優れた取組への表彰等を行っていく必要があります。

(2) 踏まえるべき視点

上記の課題とともに、以下の3点を踏まえて目的や基本方針等を設定することとします。

①協働はSDGsの17の目標のうち、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」と関わりが深く、行政や市民、市民活動団体、企業、大学等とSDGsに掲げる各目標の達成に貢献していく必要があります。

②岡山地域では2005年に国連大学から世界で最初の「持続可能な開発のための教育(ESD)に関する地域の拠点(RCE)」の7か所の一つに認定され、ESDを推進してきました。今後も公民館を拠点とした地域コミュニティにおけるESD活動を推進するなど多様な主体が連携し、地域全体でESD推進の取組を進めていく必要があります。

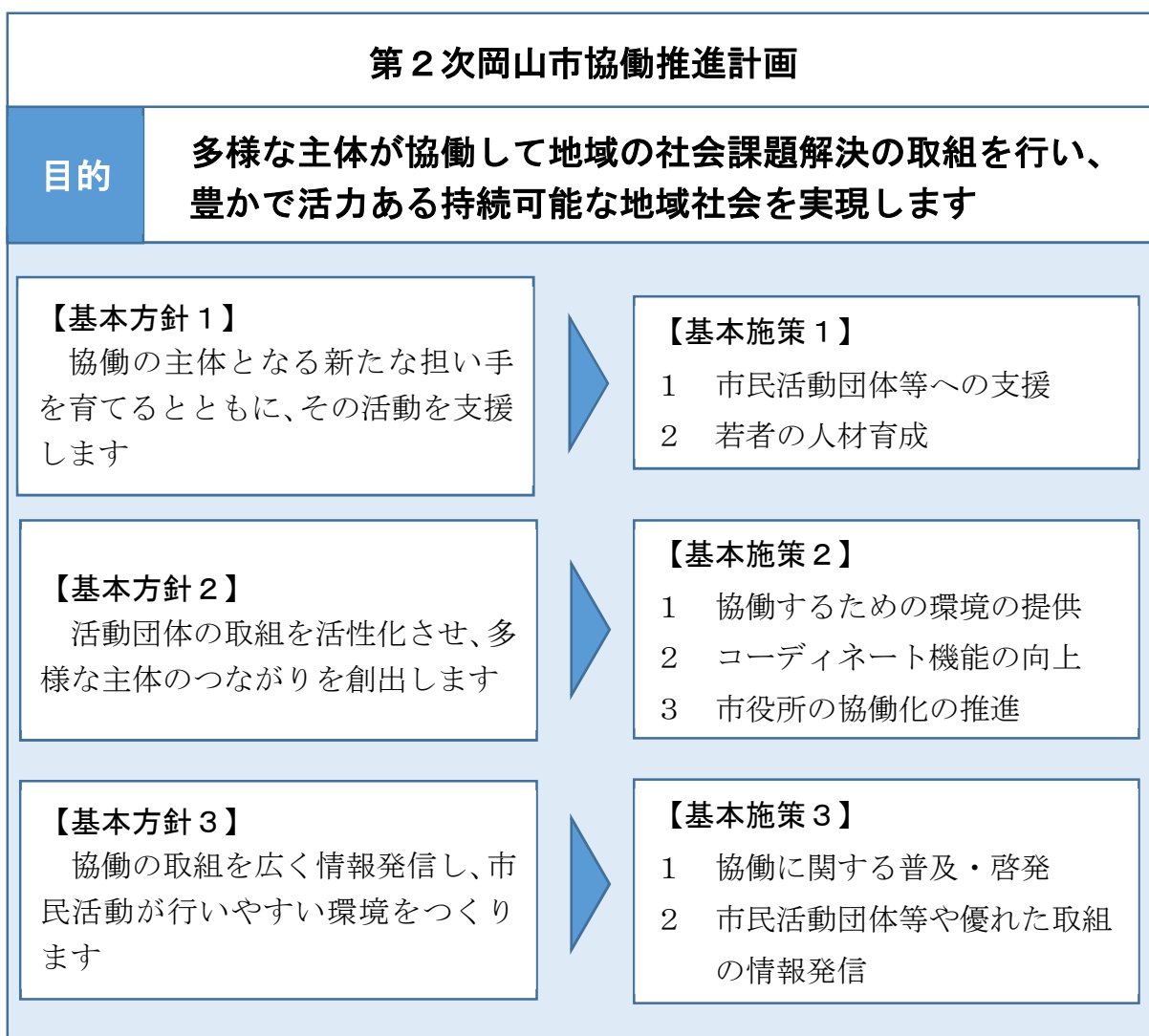
③多様な主体が対等な立場で、自主的かつ自律的に地域の社会課題解決への取組に参加することが重要であり、岡山市協働のまちづくり条例第4条に定められている協働の基本原則に基づき、責任ある協働を推進していく必要があります。

2. 本計画の目的と基本方針、基本施策について

前計画での取組は、指標による数値や岡山市協働推進委員会による中間評価から、概ね順調であったと言えます。こうしたことから、今後は、基本的な方向性は維持させつつ、課題に対応した取組の重点化を行い、さらなる充実・拡充を図っていくこととします。

本計画は、「岡山市協働のまちづくり条例」第14条に基づき策定するものであることから、前計画と同様に、本条例の目的を本計画の目的といたします。

また、課題として挙げた3点に対応する基本方針を定め、その方針ごとに施策を講じることとします。



第5章 基本施策の展開

基本方針1 協働の主体となる新たな担い手を育てるとともに、その活動を支援します

・持続可能なまちづくりの実現に向けて、活動の担い手となる市民を増やしてまいります。特に、次世代を担う若者の地域活動への参加を促進する取組を進めてまいります。

【成果指標】

指標名	現状値 (2020)	目標値 (2025)
地域活動への市民の参加割合	45.3%	50.8%
若者(20歳代)の地域活動への参加割合	20.1%	25.1%

【基本施策1-1 市民活動団体等への支援】

これまで市民活動・地域活動に取り組んだことがない市民等に対して活動を始める機会を提供することや、すでに取り組んでいる団体等への支援を行うことで、市民活動・地域活動の促進を図ってまいります。また、NPO法人や企業、学校など多様な主体が取り組む地域や社会に貢献する活動を支援してまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
区づくり推進事業	地域の特徴をいかし、区民が主体となって企画・運営する事業を支援します。
市民活動・地域活動リーダー養成講座	クラウドファンディング等の資金調達方法やソーシャルビジネスの立ち上げ、中山間・周辺地域の振興等、様々なテーマを取り上げ、将来の市民活動・地域活動を担う人材育成に向けた講座を実施します。
NPO法人基盤強化支援事業	NPO法人の行政への提出書類や財務書類等に関する講習会や出張相談を行い、運営面・財政面での組織力の向上を支援します。
企業等の地域貢献支援事業	企業等が行う地域貢献活動の調査を行うとともに、その活動の情報発信等により活動を支援します。

社会福祉法人等の地域づくり参画促進	社会福祉法人等の主体的な地域貢献活動事業に対して、地域の実情やニーズ、困りごと等の情報提供や地域とのつなぎなどの支援をします。
-------------------	---

【基本施策 1-2 若者の人材育成】

持続可能な地域社会の実現には担い手の育成が必要であり、特に若者の市民活動・地域活動の参加は活動に活力を与えるなど必要不可欠です。そのため、より多くの若者に市民活動・地域活動に参加する意識を持ってもらえるよう、活動を行っている人との交流や市民活動・地域活動に参加できる機会を設け、次世代のまちづくりを担う人材へと育てる取組を行ってまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
地域応援人づくり講座	安全・安心ネットワーク活動をはじめとした地域活動への参加するきっかけとして、特に若者に対して公民館に配置している地域担当職員による様々な講座を開催します。
公民館による若者の地域参画事業	学校等で行われる地域貢献・地域問題解決などの学びを支援するとともに、若者の思いやアイデアの実現に向けた支援や地域活動への参画の機会提供を行います。
E S Dに関するインターンシッププログラム	N P O法人や公民館が大学生のインターンシップを受け入れ、社会課題解決に取り組む若者の増加を図ります。
学校支援ボランティア事業	学生や保護者、地域住民が、特技や趣味等をいかして学校園等における教育活動を支援し、学校教育や地域の活性化を図ります。
学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクト	学生が企業や地域、N P O等と協働して、若者ならではの柔軟なアイデアの提案・実践によって地域課題の解決等に取り組む活動を支援します。
ソーシャルビジネス推進事業	若者に対して、社会課題をビジネスで解決するソーシャルビジネスに関心を持ち、取り組むきっかけとなるよう講座の開催等を行ってまいります。

基本方針 2 活動団体の取組を活性化させ、多様な主体のつながりを創出します

- ・多様な主体の参加による地域活動を進めてまいります。
- ・市民活動・地域活動を進めていく拠点であるとともに、多様な主体のコーディネート機関として設置している ESD・市民協働推進センターを広く認識してもらい、利用しやすい環境を整えてまいります。
- ・地域での社会課題の解決に向けて、岡山市と市民活動団体等の協働による効果的な取組を進めてまいります。
- ・災害発生時に被災地の一日も早い復興を目指して、岡山市、(社福)岡山市社会福祉協議会、市民活動団体等が協働して、災害ボランティアの活動を支援してまいります。

【成果指標】

指標名	現状値 (2020)	目標値 (2025)
市民協働推進事業の目標達成率	74% (平成28年度から 令和元年度の平均)	80% (5年平均)
ESD・市民協働推進センターの相談者数	778人	4,000人 (累計数)
企業・NPO法人等が参加した安全・安心ネットワーク数	40団体	65団体

【基本施策 2-1 協働するための環境の提供】

市民活動・地域活動がさらに充実・発展していくためには、協働による取組が必要不可欠です。その協働を促すために、行政と市民との協働事業の実施をはじめ、ESD・市民協働推進センターが調整役となって地域課題の共有や調査・分析、解決を図るワークショップを開催するほか、協働による取組をみんなで考え、交流する場の開催等を行うことで、協働を促してまいります。

また、安全・安心ネットワーク活動等の支援を行う地域担当職員による地域活動の支援や災害ボランティア活動の円滑な支援のためにネットワークの拡充を進めてまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
市民協働推進事業	市と市民活動団体等の協働によって、効果的に地域の社会課題の解決が進む事業を公募し、補助金等の財政的な支援とともに、E S D・市民協働推進センターの伴走支援により、岡山市の一般施策化、市民活動団体等の自主事業化を目指します。
市民協働推進ニーズ調査事業	岡山市と市民活動団体等の協働により、社会課題を解決する必要性・緊急性や協働事業により解決が図れる可能性についてアンケート調査等を行い、現状を把握し分析します。
ワークショップの開催	岡山市が抱える様々な社会課題を、年齢、職業、所属、価値観などを問わず様々な人が集まり、問題意識や情報を交換しながら協働による解決策を考えるワークショップを必要に応じて開催します。
フォーラムの開催	岡山市と市民が協働して様々な課題に取り組むことの重要性を知り、考え、学ぶ機会として、フォーラムを毎年開催します。
災害ボランティアネットワーク事業	災害時に災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるように、岡山市、(社福)岡山市社会福祉協議会、NPOがネットワークを形成し、情報共有や研修を実施します。
安全・安心ネットワーク構築支援事業	防犯や環境美化、地域福祉、健康づくり等様々な地域活動に取り組む安全・安心ネットワークに対して財政的支援や地域担当職員による地域応援人づくり講座等による支援を行います。

【基本施策2-2 コーディネート機能の向上】

協働による地域の社会課題への取組をさらに推進していくためには、市のコーディネート機関であるE S D・市民協働推進センターの役割は重要です。責任ある協働を進めるためにも、きめ細やかな支援を行ってまいります。また、公民館等での活動支援を行うことで地域の社会課題解決へ貢献します。

(主な事業)

事業名	事業概要
E S D・市民協働推進センターによる協働事業の支援	市民等から地域課題や協働の取組に関する相談に対して、課題解決等の道筋を検討し、N P Oや企業等様々な主体や行政の所管関係部局に繋ぐなど連携協力しながら事業の実現に向けた伴走支援を行います。
公民館等による協働の支援	地域活動の拠点である公民館等において、地域活動を行う様々な人や組織がつながるよう場づくりや学習機会の創出、活動支援などを行います。
地域担当職員による協働の支援	地域行事や会議への参加等による地域課題・ニーズの把握や、地域の団体への情報提供・共有による団体間や市役所本庁・各区役所等との連携支援、担い手を育成する講座の開催等を通じて地域の団体が行う活動を支援します。

【基本施策 2－3 市役所の協働化の推進】

市役所職員が、多様な主体の協働による地域課題の解決に向けた取組の重要性を知ることによりさらなる協働の推進を図るために、市職員に対する研修等を通じて、市民活動団体等との協働を進めます。

(主な事業)

事業名	事業概要
市職員への研修の実施	新入職員等に対して、毎年研修を行い、協働による取組の重要性について理解を深めます。
岡山市市民協働推進本部による協働化の推進	協働による地域の社会課題解決の取組を推進するため、関係課に本部員と推進員を配置し、協働に関する施策の調査、企画、調整や各課の協働事業の推進等を行ってまいります。
市民協働推進事業、市民協働推進ニーズ調査事業	協働の実践の場として、市民協働推進事業、市民協働推進ニーズ調査事業を行います。

基本方針3 協働の取組を広く情報発信し、市民活動が行いやすい環境をつくります

- ・SNSの特徴である情報の拡散性を活用し、多くの人に情報を届けられるようSNSのフォロワー数を増やしてまいります。
- ・知りたい情報を分かりやすく提供できるよう、見やすいホームページの提供に努めてまいります。

【成果指標】

指標名	現状値 (2020)	目標値 (2025)
SNSのフォロワー数	880人 (12月末)	1,500人
市民協働に関する市ホームページの閲覧数	118,848	768,000 (累計数)

【基本施策3-1 協働に関する普及・啓発】

協働等に関する様々な取組をあらゆる機会をいかして情報収集を行い、市ホームページやSNS、リーフレットの作成・配布等により情報発信することで協働等に関する理解の促進を図ってまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
ホームページやSNSによる情報発信	市民活動団体等の活動情報や市民協働推進事業、区づくり推進事業等について分かりやすく情報発信に努めます。
ホームページの利便性の向上	ホームページのコンテンツを見直し、検索性を向上させ、知りたい情報が分かりやすく見つけられるよう、ホームページを見直します。
リーフレット等の作成	ESD・市民協働推進センターや安全・安心ネットワーク等の活動情報を発信し、協働の取組の促進を図ります。

【基本施策 3-2 市民活動団体等や優れた取組の情報発信】

協働による地域の社会課題の解決に向けた優れた取組を行っている団体を表彰することで、活動意欲を向上させるとともに、他団体の活動へのさらなる拡がりにつなげてまいります。また、地域に根差した活動を行っている団体やSDGs達成に向けて取り組んでいる企業の活動、若者の地域活動等を訪問取材するなど、地域の社会課題の解決に向けた取組の情報発信を行ってまいります。

(主な事業)

事業名	事業概要
おかやま協働のまちづくり賞	毎年テーマを設定し、多様な主体が協働で取り組む優れた地域の社会課題解決の取組を表彰し応援します。
岡山市地域貢献企業表彰	地域活動への参画などを通じて地域の発展・活性化に貢献している小規模事業者、中小企業に対して表彰し、企業の認知度を高めるとともに、他の企業の地域貢献活動を促進します。
市民活動・地域活動等の訪問取材	市民活動・地域活動を行っている団体に対して取材するなどの情報収集を行い、その内容をホームページやSNSで情報発信します。

第6章 進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度、成果指標や事業の進捗状況を確認、把握を行い、その内容を岡山市協働推進委員会、協働推進本部会議に報告することとします。岡山市協働推進委員会において、その内容について協議し、必要に応じて計画の見直しを行い、予算や施策に反映し、持続可能なまちづくりの達成に向けた取組を推進していくこととします。



【参考資料】

岡山市協働のまちづくり条例

岡山市協働のまちづくり条例

平成27年12月21日

市条例第77号

(目的)

第1条 この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。

2 この条例において「多様な主体」とは、住民自治組織（町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の市民活動団体、事業者（営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。以下同じ。）、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。

3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域の社会課題を解決するための取組をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動

(2) 暴力団（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいい、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある活動

(多様な主体の役割)

第3条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めるものとする。

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めるものとする。

(協働推進施策)

第6条 市は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化を進めること。
- (2) 教育機関、行政機関等と連携し、地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成に取り組むこと。
- (3) 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援すること。
- (4) 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を多様な主体が共有する機会を提供すること。
- (5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。
- (6) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供すること。

(7) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰すること。

(8) その他協働を推進するために必要があると認めること。

(モデルとなる事業の指定及び支援措置)

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等は無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。

5 第1項の規定による指定を受けた者は、当該事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するとともに、支援が行われている間、毎年度その者の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。

6 市長は、第1項の規定による指定を受けた事業が同項のモデルとなる事業に適合しなくなったと認めるときは、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て同項の規定による指定及び第3項の規定による支援措置を取り消すことができる。

(コーディネート機関)

第8条 市は、多様な主体をつなぎ協働を推進するため、コーディネート機関を設置するものとする。

2 コーディネート機関は、前2条に規定する施策に関連する事業を行うものとする。

(施策の見直し)

第9条 市は、あらゆる施策の立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性についての検討に努め、多様な主体による協働の実行後は、その効果の検証に努めるものとする。

(市に対する提案)

第10条 多様な主体（市を除く。）は、市に対して地域の社会課題を解決するための提

案等をすることができる。

- 2 市は、前項の提案等を受け、第8条に規定するコーディネート機関と連携しながら多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組へつなげることに努めるものとする。

(市の推進体制)

第11条 市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、関係部局による市民協働推進本部を設置するとともに、関係各課等に協働推進員を配置するものとする。

(協働フォーラム等の開催)

第12条 市は、協働による地域の社会課題解決に関する取組及びそれを促進するための環境整備について多様な主体が議論を行う場として、協働フォーラム等を開催するものとする。

(啓発)

第13条 市は、この条例及びそれに伴う施策についての啓発に努めるものとする。

(推進計画)

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

- 2 市は、推進計画の定期的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

(岡山市協働推進委員会の設置)

第15条 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第14条に規定する推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。
- (2) 第6条第7号の規定による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関すること。
- (3) 第7条第1項の規定によるモデルとなる事業の指定及び同条第3項の規定による支援措置に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第17条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織に属する者
- (2) NPO法人その他の市民活動団体に属する者
- (3) 事業者
- (4) 学校関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により指定されている事業は、改正後の第7条第1項の規定により指定された事業とみなす。

岡山市市民協働局市民協働部市民協働企画総務課市民活動支援室

700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1061

E-mail kyoudou@city.okayama.lg.jp